


## 「エコアイディアレポート 2009」に対する独立第三者の審査報告書

平成 21 年 5 月 26 日

パナソニック株式会社  
代表取締役社長 大坪 文雄 殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社  
(あずさ監査法人グループ)  
大阪市中央区瓦町 3 丁目 6 番 5 号

代表取締役

魚住 隆太 

(環境計量士、公害防止管理者、公認会計士)

### 1. 審査目的及び対象範囲

審査の目的は、パナソニック株式会社（以下、「会社」という。）が作成した「エコアイディアレポート 2009」（以下、「エコアイディアレポート」という。）に記載されている「グリーンプラン 2010」の 2008 年度実績指標（以下、「指標」という。）の信頼性について、独立した立場から当社の結論を表明することにある。

エコアイディアレポートの作成責任は会社の経営者にあり、当社の責任は独立した立場から指標の信頼性に関する結論を表明することにある。

### 2. 審査基準及び判断規準

当社は、「国際保証業務基準（ISAE）3000」（2003 年 12 月 国際会計士連盟）を参考に、「環境報告書審査基準案」（平成 16 年 3 月 環境省）及び「サステナビリティ情報審査実務指針」（平成 20 年 2 月改訂 サステナビリティ情報審査協会）に準拠して審査を実施した。

また、指標に関して会社が定めた算定基準（「環境パフォーマンス指標算定基準」。[http://panasonic.co.jp/eco/env\\_data/back\\_number/pdf/review2009j.pdf](http://panasonic.co.jp/eco/env_data/back_number/pdf/review2009j.pdf)）、並びに「環境報告審査・登録マーク付与基準」（[http://www.j-sus.org/kitei\\_pdf/logohuyo\\_env.pdf](http://www.j-sus.org/kitei_pdf/logohuyo_env.pdf)）（平成 21 年 4 月改訂 サステナビリティ情報審査協会）を審査における判断規準とした。

### 3. 審査手続

当社の実施した主な審査手続は以下の通りである。

- ・ エコアイディアレポートの作成・開示方針についての質問
- ・ 指標に関して会社が定めた算定基準の検討
- ・ 指標の把握方法及び集計プロセスについての質問並びに内部統制の整備・運用状況の評価
- ・ 会社が定めた算定基準に従って指標が把握、集計されているかについて、サンプリングによる原始証憑との照合並びに再計算の実施
- ・ 一部の事業場に対する現地審査
- ・ 「環境報告審査・登録マーク付与基準」に記載されている重要な環境情報が漏れなく開示されているかについて、質問及び内部資料等の閲覧により検討
- ・ 指標の開示の妥当性に関する検討

### 4. 審査の結論

当社は、上記審査手続を通じて結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手した。

「グリーンプラン 2010」の 2008 年度実績指標が、「環境パフォーマンス指標算定基準」に基づいて把握、集計、開示がなされていない、または、重要な環境情報が漏れなく開示されていない、と認められる重要な事項は発見されなかった。

会社と当社または審査人との間には、環境報告書審査基準案に規定される利害関係はない。

以上

# 「パナソニックグループ エコアイディアレポート 2009」環境パフォーマンス指標算定基準

## ■対象期間

2008年4月1日～2009年3月31日

## ■対象範囲

商品のエコアイディア： 当年度の全ての開発製品  
 モノづくりのエコアイディア： 国内・海外において環境マネジメントシステムを構築している製造事業場等  
 ひろげるエコアイディア： 個々の取組に応じた範囲

## ■算定基準

項目	指標	算定方法
<b>商品のエコアイディア</b>		
グリーンプロダクト (GP)	省エネ No.1 商品機種数	省エネに関する環境性能値(年間消費電力量等)が発売日時点で業界 No.1 の商品を省エネ No.1 商品と定義し、その機種数をあらわしたもの 日本以外では性能値の業界内把握が困難な地域もあるため、省エネラベリング制度の最上等級を取得した場合も省エネ No.1 とみなす
	ダントツ GP 機種数	業界 No.1 の環境性能を実現した製品(ダントツ GP)の機種数をあらわしたもの この環境性能は、主に省エネ特性、省資源などの 3R 特性、化学物質対応に関する性能を示し、省エネ No.1 商品は省エネ特性に関するダントツ GP でもある
	省エネ機種構成比	日本にて財団法人省エネルギーセンターが発行する省エネ性能カタログにおいて、製品ごとの区分内における順位を元に当社製品を No.1、上位 30%、下位 30%(いずれにも属さないものを中位)に振分け、機種数による比率をあらわしたもの
<b>モノづくりのエコアイディア</b>		
工場の省エネルギー	燃料の使用に伴う CO <sub>2</sub> 排出量	環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver. 2.2)」による
	電力の購入に伴う CO <sub>2</sub> 排出係数	【日本】 電気事業連合会「電気事業における環境行動計画」にて公表の年度ごとの「使用端 CO <sub>2</sub> 排出原単位」を使用して計算 各年度購入電力の係数(kgCO <sub>2</sub> /kWh)は、電気事業連合会による実績の公表と当社計画策定のタイミングの相違等により、0.376(2000年度)、0.425(2005年度、2006年度)、2007年度以降は 0.410 を固定して使用 【日本以外】 持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)並びに世界資源研究所(WRI)が公開している GHG プロトコルウェブサイトの Calculation Tools に記載の各国ごとの数値を採用。全ての年度で、"Electricity-Heat SteamPurchase_tool1.0_final" 記載の 2002 年の数値を採用
	CO <sub>2</sub> 排出量原単位	【日本】 CO <sub>2</sub> 排出量 / (名目生産高 ÷ 企業物価指数 <sup>※</sup> ) 【グローバル】 CO <sub>2</sub> 排出量 / (連結売上高 ÷ 企業物価指数 <sup>※</sup> )
	CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス排出量	各ガスの排出量を、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第 2 次評価報告書(1995 年)で定められた Global Warming Potential(地球温暖化係数)を用いて CO <sub>2</sub> 排出量に換算
工場の化学物質管理	対象化学物質	「化学物質管理ランク指針 Ver.3.1」に指定される化学物質(「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR 法)」の第 1 種・第 2 種指定化学物質を含む)
	排出量	排出量は大気、公共用水域、土壌への排出を含む
	移動量	廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律上廃棄物に該当する無償および逆有償リサイクル分は含まない)としての移動と下水道への排水移動を含む
	除去処理量	除去処理において対象化学物質が場内で中和、分解、反応処理などにより他物質に変化した量
	リサイクル量	有償リサイクル分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上廃棄物に該当する無償および逆有償リサイクル分(PRTR 法に基づく移動量とは異なる)
工場の廃棄物削減	消費量	対象化学物質が生産工程中の反応により他物質に変化したり、製品に含有もしくは付随して場外に持ち出される量
	発生量	産業廃棄物と一般廃棄物、有価物の発生量の合計
	有価物	再資源化業者や処理業者に有価で売却できる不要物
	原単位	廃棄物・有価物発生量 / (連結売上高 ÷ 企業物価指数 <sup>※</sup> )
工場環境の管理	リサイクル率	再資源化量 / (再資源化量 + 最終処分量) (再資源化量はサーマルリサイクルを含まない。最終処分量は焼却残渣を含む)
	水使用量	生産に使用した水使用量合計(上水道、工業用水、河川、湖水、地下水使用量合計)
工場環境の管理	原単位	水使用量 / (連結売上高 ÷ 企業物価指数 <sup>※</sup> )
	NOX 排出量	大気汚染防止法で規制されるばい煙発生施設(海外においてはそれに類する施設)より大気に排出される窒素酸化物をすべて NO <sub>x</sub> として計算した総重量
	SOX 排出量	大気汚染防止法で規制されるばい煙発生施設(海外においてはそれに類する施設)より大気に排出される硫黄酸化物をすべて SO <sub>x</sub> として計算した総重量
	COD 汚濁負荷量	法規制、条例、協定のある事業場から公共用水域に排出される排水の化学的酸素要求量の総重量
	窒素汚濁負荷量	法規制、条例、協定のある事業場から公共用水域に排出される排水の窒素化合物中の窒素の総重量
物流のグリーン化	リン汚濁負荷量	法規制、条例、協定のある事業場から公共用水域に排出される排水の有機化合物中のリンの総重量
	エネルギー使用量	資源エネルギー庁 編著「荷主のための省エネガイドブック」による(対象範囲：パナソニックグループが荷主となっている輸送)国際間物流についても、同ガイドブックの考え方を適用して集計している
	CO <sub>2</sub> 排出量	上記で算出したエネルギー使用量等をもとに、環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver. 2.2)」による
製品リサイクル	原単位	CO <sub>2</sub> 排出量 / 物流重量
	再商品化率	日本の「家電リサイクル法」で定義されているリサイクル率のことで、無償または有償で譲渡出来る重量 / 再商品化用に回収された製品重量
	欧州の回収実績	回収システム毎の回収重量 × 当該システムにおける当社重量ベース市場投入シェアにより算出
米国	米国の回収実績	州法に基づく回収および自主取組みによる回収など
	<b>ひろげるエコアイディア</b>	
LE 活動の推進	LE ファミリーの割合	対象範囲における LE 活動重点 5 活動のいずれかに当年度参加したとみなされる従業員数 / 対象範囲の従業員数 ・LE 活動重点 5 活動： 環境家計簿活動、レジ袋削減運動、環境ボランティア、省エネ製品セレクトエコチャレンジ!、ノーマイカーデー ・対象範囲：パナソニック株式会社、及び同様の労働協定会社で LE 活動実施の会社、パナホーム、左記以外の LE 活動実施会社・団体

※ 企業物価指数 日本銀行発表の 2008 年 4 月～2009 年 3 月の企業物価指数(電気・電子機器部門)の平均値をもとに、日本の CO<sub>2</sub> 排出量原単位については 1990 年を、グローバルの CO<sub>2</sub> 排出量原単位、廃棄物・有価物発生量原単位および水使用量原単位については 2000 年を基準年として調整した企業物価指数